

新潟都市計画

都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

令和6年3月

新 潟 県



都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

本文のみを都市計画決定することとし、参考図面（附図、参考図）は都市計画決定の対象としない。

なお、本文中の参考図面についての記述は、参考のため掲載するものである。

目 次

I 都市計画の目標

- 1 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 範囲及び規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 当該都市計画区域における都市づくりの方針・・・・・・・・ 1
 - (1) 当該都市計画区域の概況・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 当該都市計画区域の都市づくりの目標・・・・・・・・ 2

II 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 1 区域区分の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 区域区分の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 市街化区域の規模及び配置の方針・・・・・・・・ 4

III 主要な都市計画の決定の方針

- 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 5
 - (1) 市街地の土地利用の方針・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 市街化調整区域の土地利用の方針・・・・・・・・ 8
- 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 10
 - (1) 交通施設の都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 10
 - (2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針・・・・ 13
 - (3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針・・・・ 15
- 3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 15
 - (1) 主要な市街地開発事業の決定の方針・・・・・・・・ 15
 - (2) 市街地整備の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・ 17
 - (1) 自然的環境の整備又は保全の方針・・・・・・・・ 17
 - (2) 主要な緑地の配置の方針・・・・・・・・・・・・ 17
 - (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針・・・・ 18
 - (4) 主要な緑地の確保目標・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 都市防災に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (2) 都市防災に関する方針・・・・・・・・・・・・ 20
- 6 都市景観に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・ 22
 - (1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (2) 都市景観に関する方針・・・・・・・・・・・・ 22
- 7 環境負荷の低減に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 23
 - (1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (2) 環境負荷の低減に関する方針・・・・・・・・・・・・ 23

新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I 都市計画の目標

1 基本的事項

(1) 目標年次

新潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の目標年次は平成42年とする。

(2) 範囲及び規模

本都市計画区域は新潟県の北西部に位置し、新潟市、聖籠町の全域及び新発田市の一部によって構成される広域の都市計画区域である。本区域の範囲及び規模は次のとおり。

都市計画区域名	市町村名	範囲	規模
新潟 都市計画区域	新発田市	行政区域の一部	10,669 ha
	聖籠町	行政区域の全域	3,758 ha
	新潟市	〃	72,645 ha
計			87,072 ha

2 当該都市計画区域における都市づくりの方針

(1) 当該都市計画区域の概況

①都市の形成状況

本都市計画区域の北側の海岸沿いには砂丘地や松林などの樹林地が広がっており、西側にはラムサール条約の登録湿地である佐潟、中央部には鳥屋野潟、東部には福島潟などの湖沼がある。また、南西部に角田山や多宝山をはじめとする丘陵地が連なり、佐渡弥彦米山国定公園が指定されている。その他、南東部に新津丘陵や東部の新発田市に丘陵地がある。

また本区域は、信濃川と阿賀野川の河口に広がる新潟平野に位置しており、ほぼ平坦な地形となっている。

市街地は、新潟島及び新潟駅周辺を中心として、J R 沿線や幹線道路沿道に形成されている。

市街地周辺には、広大な水田地帯が広がっており、その中に農村集落地が点在している。

②都市の成り立ちと近年の動向

本都市計画区域の中心都市である新潟市は、古くから水上交通の要衝として栄え、港町として発達してきた。平成17年に近隣の13市町村と合併し、平成19年4月には、本州日本海側初となる政令指定都市となっている。

新発田市は、江戸時代に新発田藩の城下町として発展してきた。新発田市も平成17年までに周辺の3町村と合併している。

本区域は、首都圏と日本海側経済文化の交流地として、また、新潟県の政治、経済の中心地として重要な役割を果たしており、特に新潟市中心部には、行政、文化、教育、商業など広域的な都市機能が集積し、新潟県の中核を担う都市を形成している。

本区域は、高速道路網や上越新幹線などの高速交通体系の整備によって、首都圏、山形県、福島県などと広域的な高速交通ネットワークが形成されている。また、JR越後線、信越本線、羽越本線、白新線、磐越西線や、国道7号、8号、49号、116号その他複数の国県道によって、新潟市内の各地と新発田市、聖籠町を結ぶ広域的な交通ネットワークが形成されている。その他にも、地域拠点空港である新潟空港は、中国、韓国、ロシアなど北東アジアを中心とした国際線や、国内線を多数有しており、国際拠点港湾である新潟港は、西港区に国内のフェリーターミナルや国際旅客ターミナルが整備され、東港区では背後に東港工業地域を擁するなど、国際交流、国際物流の拠点としての重要な役割を果たしている。

主要な公園緑地として紫雲寺記念公園、鳥屋野潟公園、花と遺跡のふるさと公園などが整備され、都市近郊のレクリエーション空間の創出が図られている。

現在、鉄道の高架化をはじめとする新潟駅周辺整備などの大規模プロジェクトが実施中である。さらに、都市計画道路万代島ルート線や新潟中央環状道路等の整備が進められており、事業によって都市内の渋滞緩和や広域交通ネットワークが強化されることから、さらなる都市の発展が期待される。

本区域を構成する新潟市、新発田市及び聖籠町の合計人口は、国勢調査結果より、平成17年の約932千人をピークとし、平成22年では約927千人となり、人口減少に転じている。また、高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は、約21%から約24%に推移している。今後、人口減少や高齢化の進行が想定されることから、生産年齢人口や税収の減少により、将来、都市機能の維持が困難となっていくことが懸念される。

参考図面 附図－1：都市構造図

(2) 当該都市計画区域の都市づくりの目標

新潟県の都市計画は、「人口減少」「高齢化」「環境保全」「防災」を重要課題と捉え、今後の都市づくりの共通目標像を持続可能な「コンパクトな都市」づくりとする。

地域の状況を踏まえ、本都市計画区域では、都市づくりの目標を次のとおり定める。

①高次都市機能の充実

高次都市機能の充実により、都市の魅力や活力を高め、拠点性の向上を目指す。また、各拠点を広域的なネットワークで結ぶことにより、拠点間の連携の強化を目指す。

さらに、今後の人口減少や高齢化を見据え、中心市街地及び拠点地域に都市機能の誘導を進め、にぎわいの創出を目指す。

②恵まれた広域交通ネットワークを活かした交流の促進

恵まれた広域交通ネットワークを活かし、各都市拠点や交流拠点など、相互の連携の強化を図り、国内外との多様な交流の促進と産業の振興を目指す。

③恵まれた水辺空間と豊かな田園の保全と活用

都市部にうるおいをもたらす恵まれた水辺空間と、都市近郊に広がる豊かな田園を保全し、自然と調和した都市を目指す。また、農山漁村の歴史・産業・文化、優れた景観などを継承し、地域が誇れる資源として活用することを目指す。

④災害に対して安全・安心に暮らせる都市

地震、水害、津波、土砂災害、雪害など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指す。

Ⅱ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1 区域区分の有無

本都市計画区域は区域区分を定める。

本区域は昭和45年から区域区分を定めており、県の中核拠点として都市機能及び人口が集積し、交流や産業などの多様な都市活動が展開している。今後も都市的土地利用が見込まれることから、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、区域区分を定める。

2 区域区分の方針

区域区分は、都市計画法に規定する「都市計画に関する基礎調査」を基にして、人口や産業規模の推計を行い、その見直しの必要性を判断する。

(1) 人口

本都市計画区域における令和12年の人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成27年	令和12年
都市計画区域内人口		903千人	おおむね 855千人
市街化区域内人口		726千人	おおむね 705千人
市街化調整区域内人口		177千人	おおむね 150千人

・令和12年の市街化区域内人口には保留人口を含む。令和12年の人口は、平成27年の国勢調査結果を踏まえた国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に算定している。

(2) 産業

本都市計画区域における令和12年の産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成27年	令和12年
生産規模	工業出荷額	14,070億円	16,016億円
	卸小売販売額	36,738億円	32,099億円

・工業出荷額及び卸小売販売額は、工業統計調査、商業統計調査及び経済センサスの過去の傾向を基に推計。なお、工業出荷額は政策的要素を加味している。

(3) 市街化区域の規模及び配置の方針

市街化区域は、市街地に配置すべき人口、産業を適正に収容できる規模とする。

市街化区域の規模の設定については、「都市計画に関する基礎調査」を踏まえ、人口及び産業の見通しに基づき、必要な面積を算定し、その範囲内で行う。

この場合、市街化区域内において未利用、低利用となっている区域については、必要な規制誘導策を講じて有効な利用を図り、低未利用地を多く残したままでの市街化区域の拡大は行わない。

なお、新たに市街化区域を配置する場合には、市街地の発展の動向、当該区域の地形、自然条件及び交通条件に配慮し、かつ計画的、一体的な市街地形成の見通しを判断し、適正に行う。

また、市街化区域内の土地のうち、今後も営農が継続されることが確実と認められるなど市街化区域に含めないことが望ましい土地の区域については、市街化調整区域への編入を検討する。

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

年 次	令和12年
市街化区域面積	おおむね15,582ha

(保留面積は含まない。)

Ⅲ 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 市街地の土地利用の方針

①基本方針

本都市計画区域では、都市機能や生活利便性の維持・向上を図るため、今後は、無秩序な市街地の拡大は抑制し、防災面や環境面にも配慮した計画的な土地利用を行う。また、道路、下水道、河川、公園などの既存の都市施設、空き家や空き地などを有効に活用するとともに、公共公益施設等の再編を行うなど、市街地の規模や役割に応じた効率的な土地利用を図る。

さらに、立地適正化計画制度の活用による商業、医療、福祉などの都市機能や居住の誘導と公共交通の効果的な連携により、移動しやすく環境負荷の少ない都市構造の形成に資する土地利用を行い、コンパクトな都市づくりを目指す。

②主要用途別の土地利用の方針

ア 業務地

業務地は、行政、金融などの業務機能が集積する地区である。適切な密度構成に従って関連施設の集積を促進し、また、既存の都市基盤、公共交通の有効な活用を考慮して業務地を配置する。

新潟市中央区の新光町・美咲町地区は、県庁や国の出先機関などの官公庁施設、事業所が集積しており、業務地としての機能の充実を図る。

新潟市中央区の万代、新潟駅周辺地区、新潟市役所周辺地区は、公共公益施設、事業所、金融機関、文教施設などが集積しており、業務地としての機能を充実するとともに、良好な都市環境の整備と土地利用の高度化を図る。

行政施設及びコミュニティ施設などが集積する新潟市秋葉区の新津地区の市街地は、今後も業務施設などの誘導を推進し、市民活動の拠点の形成を図る。

新発田市中央町地区は、市役所などの公共公益施設が集積しており、業務地としての機能の充実を図る。

イ 商業地

商業地は、多様な商業施設が集積し、都市のにぎわいの中心となる地区である。個性があり魅力的な市街地の形成とにぎわいの創出を図るとともに、新たな商業機能の適正な立地を誘導しながら、都市全体の商業の動向や鉄道、道路などの交通ネットワークを考慮し、都市に必要な規模を配置する。

新潟市中央区の古町、万代、新潟駅周辺地区は、県内商業の中核を担う地区である。今後は、土地利用の効率化などにより、一層の商業

集積とにぎわいの創出を図る。

J R各線主要駅周辺地区など商業集積を図るべき地区においては、求心力の向上やにぎわいの創出を目指す。また、地元商店街などは、地域住民のための日常的な買い物や地域コミュニティの拠点として活性化を図る。

新発田市中央町から新発田駅周辺の地区は、新発田駅前土地区画整理事業等の市街地整備により、都市機能が集積した商業・業務地の形成を図る。

新発田市の月岡温泉地区は、観光地としての機能の充実を図る。

ウ 工業地

工業地は、地域の工業生産活動の中心となる工場、事業所などが集積する地区である。産業構造の変化へ対応しながら、原則として工業生産活動を妨げるおそれのある用途の混在を防止するとともに、周辺の居住環境への影響に十分配慮し、道路や緑地等の都市基盤との整合を図り配置する。

新潟港西港区周辺は、工業の集積度が高い地区であり、今後も港湾機能を活かした生産活動の維持増進を図る。また、本州日本海側最大の国際物流の拠点となる新潟港東港区周辺は、大規模な臨海工業地帯として一層の基盤整備と工業、物流機能の充実を図る。

その他既存の工業集積地は、産業の拠点として引き続き維持増進を図る。

エ 流通業務地

流通業務地は、流通業務施設を集積させることにより、都市内交通の混雑緩和及び物流の効率化を目的とした、広域的な物流の拠点となる地区である。広域交通網を有効に活用した基盤整備を推進し、流通業務機能の強化を図るとともに、周辺の居住環境への影響に十分配慮し配置する。

流通業務地区の指定を受け整備された新潟市流通センター及びその周辺は、広域交通を活かした物流拠点として維持増進を図る。

オ 住宅地

住宅地は、地域の特性を踏まえながら、良好な居住環境の維持及び形成を図る地区である。居住環境の悪化をもたらすおそれのある建物用途や建築形態の混在の防止を考慮して住宅地を配置する。また、住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギー効率性の向上等を目指し「新潟県住生活マスタープラン」に基づき、良質な住宅の供給を促進する。

都市基盤が整っている都心や各地域の中心部においては、高齢者や子育て世帯など多様な世代が安心して暮らせる利便性の高い居住地として、居住環境の改善を図りながら、多様なニーズに対応した住宅の供給を促進する。

まとまりのある低層住宅地を形成している地区は、優れた居住環境の維持を図る。

市街化が進行しつつある地区は、地域の特性や周辺環境との調和を

図り、良好な居住環境の形成に向けた計画的な土地利用を図る。

③特に配慮すべき課題等を有する市街地の土地利用の方針 ア 土地の高度利用に関する方針

新潟市中央区の古町、万代、新潟駅周辺地区は、県内商業の中核を担う地区であり、商業機能の拡充、鉄道の高架化や街路事業・市街地再開発事業などの推進により、土地利用の高度化を図る。

新潟市中央区の鳥屋野潟南部地区は、環境の優れた快適な空間の創出、新しい都市機能の導入を行う地区として「鳥屋野潟南部開発計画」に基づき土地利用の高度化を図る。

新光町・美咲町地区においては、県庁及び一団地の官公庁施設を核とし、高度利用の促進、都市機能の拡充を図る。

イ 居住環境の改善又は維持、保全に関する方針

新潟市の古くからの既成市街地で、幅員の狭い道路に面して老朽化した建物が密集している地域については、道路や建物の改善など都市防災に配慮した居住環境の改善を目指す。

新発田市の新発田城、寺町・清水谷地区は、周辺の公共・公益施設と連携した回遊性のある歴史地区として保全、活用を図る。

ウ 用途転換及び用途純化又は用途の複合化に関する方針

新潟港西港区周辺の山の下地区、焼島地区など、工場や物流施設の移転、撤退が起きている地区については、導入すべき機能を総合的な視点から検討し、必要な道路・緑地などの環境整備を前提として、土地利用規制の運用により周辺環境と調和のとれた跡地利用を誘導し、土地利用転換を図る。

新潟市中央区の美咲町地区においては、現在工業系の用途地域が指定されているが、地区の一部で住宅地や官公庁施設用地への土地利用転換を推進しており、引き続き住居系・業務系を主体とした土地利用を図る。

新発田市大手町地区の県立病院の跡地については、緑化や防災機能等の土地利用を図る。

エ 低・未利用地の積極的な活用に関する方針

高速道路インターチェンジ周辺などは、広域交通の利便性を活かした物流、工業の拠点として一層の集積・誘導を図る。

基盤整備済みで未利用地の残る住宅地や工業地については、周辺の生活環境に配慮しつつ、有効な土地利用を推進する。

参考図面	附図－２：市街地の土地利用方針図 参考図－１：市街地の土地利用現況図
------	---------------------------------------

(2) 市街化調整区域の土地利用の方針

①基本方針

市街化調整区域では、次の方針により良好な環境の形成または保全を図る。

ア 守るべき自然環境や農地を保全し、継承する

- ・森林や湖沼などのすぐれた自然や生態系の保全を図る。
- ・優良な農地を保全し、良好な営農環境の確保を図る。
- ・美しい田園風景や自然景観を地域の財産として継承する。

イ 良好な集落環境の維持及び形成を図る

- ・地域固有の特徴ある集落環境を保全し、継承する。
- ・コミュニティの総意による計画的な里づくりを支援する。
- ・地域の農業や文化・景観を活かした都市と農村との交流の場づくりや連携の強化を支援する。

ウ 地域特性に応じた計画的な土地利用により土地の有効利用を図る

- ・水害、土砂災害、津波などの自然災害により被害の危険性のある区域での開発を抑制するなど、計画的な土地利用を図る。
- ・土地利用の混在や環境悪化のおそれのある土地利用を抑制し、良好な居住環境の形成を図る。
- ・将来の都市づくりに支障とならないよう、計画的な開発誘導を図る。

②地域区分別の土地利用の方針

土地利用の状況及び将来の方向性を踏まえた地域区分別の土地利用の方針を次に示す。

ア 自然地域

佐渡弥彦米山国定公園から海岸沿い一帯の樹林地は、貴重な自然環境を有し、良好な景観を形成しているとともに、防風・防砂機能を果たしている。また、角田山、多宝山、新津丘陵などの山林は、重要な自然資源及び貴重な景観資源となっている。これらの良好な自然環境を、生態系に配慮しながら将来にわたり保全する。

また、信濃川、阿賀野川、中ノ口川などの河川の周辺や佐潟、福島潟などの湖沼の周辺は、良好な水辺の景観や豊かな生態系に配慮しながら保全する。

イ 農業地域

市街地郊外に広がる広大な田園地帯は食料生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、うるおい空間の提供、良好な田園景観の形成などの多面的機能を有していることから、将来にわたり保全

する。

ウ 集落地域

市街地郊外に広がる田園地帯の中には、自然や田園環境に調和した低層戸建て住宅を主体とするゆとりある集落地が形成されている。これらの地域においては、適切な開発の規制、誘導を行い、周辺環境と調和したゆとりのある居住環境及び営農環境の維持、形成を図る。

また、人口減少などにより地域の活力が低下している集落地では、農林漁業との調整を図った上で市街化調整区域地区計画を活用することなどにより、集落の活性化、地域コミュニティの維持、再生に向け、地域の総意による主体的な取組みを支援する。

エ 歴史集落地域

新潟市江南区の沢海地区は、北方文化博物館をはじめとした歴史的なまちなみが形成されており、良好な景観の資源となっている。これら歴史的なまちなみ景観の保全と生活、防災環境の向上を図る。

新潟市西蒲区の岩室温泉地区は、北国街道の宿場町として栄えた温泉街が形成されている。周辺の住環境に配慮しながら、歴史のある観光地を維持、保全する。

オ 混合地域

国道、県道沿いの市街化区域に近接した地域では、住宅や工場、業務施設、沿道サービス施設などが混在して市街化が進行している。これらの地域では、環境の悪化防止及び改善を促進するため、農林漁業との調整を図った上で市街化調整区域地区計画を活用することなどにより、開発の適正な規制、誘導を図る。

カ 特定地域

既に工業団地として整備されている地区や一団の開発済み地については、今後とも周辺環境との調和に配慮しながら、計画的な土地利用を行う。

新潟薬科大学が立地する新潟市秋葉区の東島地区は、大学を核としたバイオリサーチパークの形成を促進する。

既に住宅地として整備されている地区及び旧町役場周辺などの公共施設が集積している地区は、一層の居住環境の向上を図る。

参考図面	附図－４：自然的環境の整備又は保全に関する方針図 参考図－２：市街化調整区域の土地利用現況図
------	---

③計画的な開発の誘導の方針

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、当該地域における開発は、自然環境、営農環境の保全とともに将来の土地利用上の支障とならないよう特に配慮しなければならない。

ただし、人口及び産業の見通し、市街地の土地利用状況などから、

新たに市街地の拡大が必要な場合には、農林漁業と調整を行い、市街化区域編入を前提として計画的かつ一体的な市街地形成を図る。

④災害防止のための開発抑制の方針

市街化調整区域には、水源のかん養や土砂流出防備及び急傾斜地の災害防止及び雪崩防止の機能を持つ林地や、水害を予防する機能を持つ農地が存在していることから、これらの区域を積極的に保全する。

また、災害の発生するおそれのある土地については開発許可制度の運用により新規の開発を抑制するとともに、土砂災害防止法等と連携して、既存建物の区域外への移転・誘導を検討する。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

①交通体系の整備の方針

ア 基本方針

a 人にも環境にもやさしい都市交通の実現

コンパクトな都市づくりを進めるため過度に自動車に依存しない都市交通を目指す。具体的には、公共交通の利便性の向上などにより持続可能な交通ネットワークを形成し、人にも環境にもやさしい都市交通の実現を目指す。

b 暮らしと命を守る道路ネットワークの整備

冬期間における円滑な交通の確保や災害時における避難路や緊急輸送道路等の確保など、住民の暮らしと命を守るため、雪や災害に強い道路ネットワークの整備を目指す。

イ 本都市計画区域における整備の方針

a 交通ネットワークに関する方針

本都市計画区域は、上越新幹線、北陸自動車道、磐越自動車道、日本海東北自動車道が高速交通体系を形成し、放射状の道路として国道7号、8号、49号、113号、116号、402号、403号が、環状方向の道路として国道290号、460号、県道新潟中央環状線が交通体系の骨格を構成している。また、海外への玄関口として、国際拠点港湾である新潟港と地域拠点空港である新潟空港を有しており、国際交流、国際物流の拠点となっている。

これらの各拠点へのアクセス性の向上や鉄道駅など交通結節点との相互間の連携強化を図るため、広域幹線道路や都市内幹線道路などの計画的、重点的な整備を推進し、公共交通と一体となった円滑で継ぎ目のない交通ネットワークの形成を図る。

新発田市中心部においては、放射状道路の整備が先行してきたが、今後は良好な市街地形成へ誘導するため、市街地における環状道路な

どの整備を進め、放射環状型の道路網の形成により交通環境の改善を図る。

b 公共交通に関する方針

主要な鉄道駅やバス停では、パークアンドライド施設の整備を進めるなど、交通需要に応じた総合的な施策を展開し、都市交通の円滑化を図る。

公共交通の利便性、快適性の向上を図るため、バスターミナルなどの交通結節点の整備や利用環境の改善などを推進する。

c 全ての人にやさしい交通に関する方針

今後、自動車を運転できない高齢者の増加が見込まれることから、市街地では、徒歩や自転車、バス、鉄道等により円滑に移動できる都市構造を目指す。そのため、高齢者や児童、障害者、外国人など全ての人が安全で容易に移動できる、ユニバーサルデザインの考えに基づいた施設整備を推進する。

また、まちづくりと連携して歩行者及び自転車の移動空間の確保やネットワーク化を図ることにより、にぎわいと魅力ある移動環境の創出を目指す。

d 防災性の向上に関する方針

都市における道路は、災害時の延焼遮断帯となるとともに、避難路や救助活動・物資輸送路となることから、地域防災計画と連携した計画的な配置を行う。特に、緊急輸送道路等の重要な道路については、耐震化やネットワーク化を推進する。

新潟港は、緊急輸送ネットワークの結節点となることから、耐震強化岸壁の計画的な整備を推進する。また、緊急時の空路確保のため、新潟空港の滑走路の耐震化を図る。

さらに、高度経済成長期に建設された多くの交通施設の高齢化が進んでいることから、計画的かつ効率的な維持管理・更新により、交通ネットワークの安全性・信頼性の確保を図る。

e 道路ネットワークの再編に関する方針

社会経済情勢の変化に応じ、長期にわたって未整備となっている都市計画道路の見直しを行っている。今後も必要に応じ、将来都市像の実現に向けた道路ネットワークの再編を行い、効率的・効果的な整備を推進する。

②主要な施設の配置の方針

ア 広域幹線

広域幹線として、高速交通体系の一翼を担う北陸自動車道、日本海東北自動車道、磐越自動車道、また広域的な交流や連携の促進を図る国道7号、8号、49号、113号、116号、290号、402号、403号、460号を位置付ける。

イ 都市内幹線

都市内幹線として、本都市計画区域内の交通の円滑化を図るとともに広域幹線を補完し、本区域内を有機的にネットワークする外郭環状道路、新潟中央環状道路を配置し、これに連絡する県道や周辺都市内の骨格を形成する県道などを位置付ける。

また、高規格幹線道路と一体となって、地域相互の交流や空港・港湾への連携を強化する地域高規格道路として「新潟東西道路」、「新潟南北道路」を配置する。

ウ 都市高速鉄道

新潟駅周辺地区については、鉄道により南北に市街地が分断され、市街地の発展や交通混雑が問題となっている。そこでJR新潟駅を中心にJR信越本線、白新線、越後線を都市高速鉄道と位置付け、鉄道の高架化をはじめ周辺幹線道路などの整備を行い、新潟駅周辺地区の南北市街地の一体的かつ高度な土地利用を図る。また、あわせて駅前広場、高架下交通広場などの整備を行い、都市交通体系の主要ターミナルの形成を図る。

エ 交通結節点

交通結節点である鉄道駅及びバスターミナル、バス乗り場などは、駐車・駐輪場、駅前広場、自由通路、パークアンドライド施設や待合施設などの整備・改善を進め、公共交通の利用が促進されるよう利便性向上を図る。

参考図面 附図-3：交通ネットワーク図

③主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、都市計画決定している国県道のうち、現在整備中の箇所は次のとおり。

ア 道路

路線名	市町村名	整備区間	整備理由
3.1.506 万代島ルート線 (国道7号)	新潟市	中央区沼垂東2丁目～紫竹山4丁目	広域交通の円滑化
3.2.1日渡島潟線 (国道7号)	新発田市	中曽根～三日市	広域交通の円滑化
3.3.501新潟新発田バイパス (国道7号)	聖籠町	大夫興野IC	広域交通の円滑化

3. 2. 608白根道路 (国道8号)	新潟市	南区保坂 ～戸頭	広域交通の円滑化
3. 2. 504亀田バイパス (国道49号)	新潟市	中央区姥ヶ山	広域交通の円滑化
3. 3. 66国道403号線 (国道403号)	新潟市	秋葉区矢代田～ 鎌倉	広域交通の円滑化
3. 3. 511出来島上木戸線 (県道新潟黒埼インター 笹口線)	新潟市	中央区米山～笹 口2丁目	都市内交通の円滑化
3. 4. 151丸山鷓ノ子線 (県 道新潟亀田内野線)	新潟市	江南区丸山 ～北山	都市内交通の円滑化
3. 4. 157亀田中央線 (県道新潟新津線)	新潟市	江南区亀田中島 1丁目～東船場 2丁目	都市内交通の円滑化
3. 4. 590新潟中央環状道路 (県道新潟中央環状線)	新潟市	江南区城所 ～西区明田	都市内交通の円滑化

(平成28年4月現在)

イ 都市高速鉄道

都市高速鉄道のうち、現在整備中の箇所は次のとおり。

鉄道名	市町村名	整備区間	整備理由
JR信越本線等 (連立)	新潟市	中央区幸町 ～西馬越	南北市街地の 分断解消

(平成28年4月現在)

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

①基本方針

ア 下水道

水環境や生活衛生環境の保全・改善、都市環境の向上を図るため下水道の計画的な整備を促進する。また、災害に強い都市づくりを展開するため、河川管理者とも連携し、雨水排水の強化、雨水流出抑制策などにより浸水被害の防止・軽減を図る。

本都市計画区域では、流域下水道、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を進めている。今後も土地利用の動向や人口分布状況と十分に整合を図り、事業効果の高い地域から順次整備を進める。また、集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設との整合を図りながら計画的な下水道の整備を促進する。さらに、将来の人口減少を見据えて、効率的・効果的な維持・更新を図る。

イ 河川

本都市計画区域には信濃川、阿賀野川をはじめとする河川が流れて

おり、各河川では、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するために整備を進めている。また、本区域の雨水排水において重要な役割も果たしており、引き続き流下能力の向上などに努める。また、整備途上段階での施設能力や計画規模を上回る洪水に対し、被害を軽減するため、必要な河川については、洪水ハザードマップの作成・周知などにより住民の防災意識の向上を図る。

なお、農地や山林などの開発については、開発区域からの流出増による下流域の洪水等の被害を避けるため、土地利用計画に基づき適正に誘導し、流域が本来有する保水、遊水機能が損なわれないよう配慮する。

治水面での対策とあわせて、都市におけるうるおいとやすらぎの場や、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として、自然環境の保全や景観に配慮しながら住民に親しまれる川づくりを推進する。

②主要な施設の整備目標

ア 下水道

新潟県污水处理施設整備構想に基づき、計画的・効率的な整備を促進する。

本都市計画区域において整備中、または着手を予定している箇所は次のとおり。

種 別	名 称
下水道	信濃川下流域下水道（新潟処理区、新津処理区）
	阿賀野川流域下水道（新井郷川処理区）
	西川流域下水道（西川処理区）
	新潟市船見公共下水道
	新潟市中部公共下水道
	新潟市東部公共下水道
	新潟市新津公共下水道
	新潟市北部公共下水道
	新潟市西部公共下水道
	新潟市白根公共下水道
	新発田市公共下水道
	紫雲寺公共下水道
	聖籠町公共下水道
	月岡特定環境保全公共下水道

（平成28年4月現在）

イ 河川

信濃川水系河川整備計画など、本都市計画区域に関係する河川整備計画を踏まえ整備を推進するほか、その他の河川においても必要性に応じ効果的かつ計画的な整備を図る。

本区域における一級・二級河川のうち、整備中、または着手を予定している箇所は次のとおり。

種 別	名 称
河 川	中田川（聖籠町中ノ橋～新発田市新富町）
	福島潟（新潟市北区前新田沖～新発田市鳥穴～新発田市中ノ通～新潟市北区内沼沖）
	太田川（新発田市太田川橋～飯島）
	荒川川（新発田市荒川～月岡）
	大通川（新潟市北区内沼～上大月）
	新井郷川（新潟市北区前新田～濁川）
	鳥屋野潟（新潟市中央区上沼～紫竹山）
	通船川（新潟市東区松崎～津島屋）
	中ノ口川（新潟市南区下塩俵～根岸）
	新川・大通川（新潟市西区笠木～西蒲区山島）
	阿賀野川
	信濃川

（平成28年4月現在）

（3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

都市における生活の高度化、多様化、住民意識の高まり及び都市活動の活発化に対応するため、都市生活を営むうえで必要不可欠なその他の都市施設のうち、恒久的な性格を有するものを広域的な影響や役割に配慮しながら都市計画に定める。

また、老朽化した都市施設等については、その役割や地域のニーズの変化、施設の特性及び関連施設との連携等を総合的に勘案し、再編統合も視野に入れながら、効率的かつ効果的な配置や維持・更新を図る。

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

（1）主要な市街地開発事業の決定の方針

①市街地整備の方針

中心市街地は、多様な都市機能が集積し、都市のにぎわいの拠点となるべき地区である。土地利用の整序や高度利用、道路や公園等の公共施設整備の推進し、魅力ある中心市街地の形成を図る。また、都市の拠点となる地区に、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し、高齢者や子育て世代にとっても安心・快適に生活できる都市環境の形成を図る。

さらに、地震発生時に建築物の倒壊や延焼など多大な被害の発生が想定されることから、建築物の耐震化及び不燃化の促進、オープンスペースの確保など、災害に強い都市づくりを推進する。

今後、空き地・空き家・空き店舗の増加など中心市街地の空洞化、歴史的なまちなみの保存、時代のニーズに応じた拠点づくりなど、地域の課題や特性に応じた市街地整備を推進し、必要に応じた市街地開発事業等の活用を検討する。

②市街地開発事業の方針

本都市計画区域では、昭和の初めから土地区画整理事業が実施され、この結果、都市基盤の整った良好な開発が図られてきた。また、新潟市では市街地再開発事業により中心市街地の高度利用が図られてきた。しかし一方では商業を取り巻く環境の変化や、中心部の人口減少と高齢化などを背景に、中心市街地の衰退、空洞化といった問題が現れている。そのため、これからの時代のニーズに対応した市街地活性化のための拠点づくりが課題である。また、木造建築物が密集した地域では、防災性の向上と、まちなみの維持が課題となっている。

今後は、都市機能の更新、居住環境の向上、オープンスペースの確保などを図るため、周辺の良い環境に配慮しながら市街地整備を検討するとともに、必要に応じて市街地開発事業、地区計画等の導入を検討する。

新潟市は県都として高次中枢都市機能の集積と優れた都市空間の形成が必要であるため、新潟駅を中心とした鉄道高架化をはじめ周辺幹線道路や駅前広場整備などを行い、駅周辺の土地利用の高度化を図る。

新発田市は周辺も含む地域の拠点地区として都市機能の集積を図ることが必要であるため、市街地開発事業などによる商業地、住宅地などの土地利用の高度化と都市機能の更新、都市基盤施設の整備を図る。

(2) 市街地整備の目標

①土地区画整理事業

本都市計画区域において現在整備中、または概ね10年の間に着手を予定している箇所は次のとおり。

地区名	市町村名	事業主体	主要用途	面積(ha)	摘要
内野西地区	新潟市	組合	住宅	29.5	整備中
亀貝地区	新潟市	組合	業務・住宅	30.7	整備中
矢代田駅周辺地区	新潟市	組合	業務・住宅	6.5	着手予定
新発田駅前地区	新発田市	新発田市	商業業務	11.4	整備中

(平成28年4月現在)

※5ha以上の土地区画整理事業を対象とした。

②市街地再開発事業

本都市計画区域において現在整備中、または概ね10年の間に着手を予定している箇所は次のとおり。

地区名	市町村名	事業主体	主要用途	面積(ha)	摘要
古町通7番町地区	新潟市	組合	商業業務	0.8	着手予定

(平成28年4月現在)

参考図面 参考図-3：市街地開発事業に関する整備位置図

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 自然的環境の整備又は保全の方針

ア 基本方針

都市における公園、緑地、河川等の自然的環境は、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、動植物の生息・生育環境、騒音・振動などの都市公害の防止やヒートアイランド現象など都市環境の緩和、災害時の避難地および防災拠点の役割、うるおいある良好な都市景観の形成など、都市を形づくる上で重要な役割を有している。またこれらは地域独自の生活や文化、歴史、気候、風土等と密接に関連しており、自然と人、人と人、人と地域を繋ぐ役割も果たしている。

四季の変化に富んだ豊かな自然的環境を、かけがえのない地域資源として保全及び活用していくことにより、文化的で健康的な都市生活を実現するとともに、自然的環境と調和した豊かな都市づくりを目指す。

イ 本都市計画区域の整備又は保全の方針

本区域の南西部には佐渡弥彦米山国定公園が指定され、角田山、多宝山からなる山林地帯が優れた自然環境を有している。日本海沿岸の砂丘地はクロマツなどの樹林地が広がっており、地域を特徴づける景観が形成されている。また南部の丘陵地である秋葉風致地区、月岡温泉地区、五十公野地区などは観光・レクリエーション地としても活用されている。

本区域には信濃川、阿賀野川をはじめとする大小の河川が数多く流れており、鳥屋野潟や福島潟などの湖沼は豊かな自然環境を有している。特に、佐潟及びその周辺は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の登録湿地となっている。

これらの市街地を取り囲む樹林地や水辺により水と緑のネットワークを形成し、これを基幹として広域的な公園などを有機的に結びつけ、生態系の維持に配慮しながら都市と自然の共生を目指す。

(2) 主要な緑地の配置の方針

① 環境保全系統

佐渡弥彦米山国定公園から新潟海岸一帯の樹林地や信濃川、阿賀野川等の河川緑地については、地球温暖化の抑制や多様な動植物の生息

・生育環境として保全を図り、本都市計画区域の緑地系統の骨格とする。また、都市のヒートアイランド対策として、街路樹、公園等の公共空地や建築物周辺の緑地についても、保全・形成を図る。鳥屋野潟、福島潟、佐潟などの湖沼は渡り鳥の越冬地や水生動植物の生息・生育環境として保全を図る。

②レクリエーション系統

広域レクリエーション需要に対応する拠点として、新潟市の県立鳥屋野潟公園、新発田市の県立紫雲寺記念公園を配置し、整備及び機能の維持・充実を図る。

住民のレクリエーション需要に対応する公園として、新潟市の秋葉公園、花と遺跡のふるさと公園、佐潟公園、新発田市の五十公野公園などを配置し、機能の維持・充実を図る。また、市街地を取り囲む緑地として、信濃川及び阿賀野川の河川空間や鳥屋野潟及び福島潟周辺の保全と活用を図る。

③防災系統

地震、火災などの災害時における安全性の確保を図るため、地域防災計画との連携を図りつつ、都市公園などの計画的な配置に努める。また、広幅員道路や河川などは、火災の延焼遮断帯や災害時の避難経路として位置付け、ネットワーク化と緑化を目指す。

新潟東港工業地帯には、緩衝緑地帯を配置するとともに、工場緑化や街路樹などによる緑化を推進する。

新潟市の西海岸地区、青山海岸地区などの樹林地は、防風、防砂等の機能を果たしており、その保全に努める。

④景観構成系統

角田山、多宝山、新津丘陵、五十公野公園周辺、真木山、本田山など、本都市計画区域の縁辺部に位置する丘陵地及び市街地を取り囲む田園風景は、本区域全体の空間を構成する重要な景観資源として保全する。また、佐潟及び海岸沿いの樹林地は、平坦な市街地及び田園風景に変化を与える貴重な景観資源として保全する。

本区域内を流れる信濃川、阿賀野川などの河川は、都市景観の骨格を構成する緑地と位置付け、その周辺地域では豊かな水辺景観の形成を推進する。

市街地周辺部に広がる広大な水田地帯と点在する集落で形成される田園風景は、地域を特徴付ける景観として保全する。

市街地内及び周辺に分布する既存の公園や街路樹、住宅地の生け垣等の身近な緑地についても、都市生活にうるおいを与える良好な景観要素として、保全・形成を図る。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

①公園緑地等の配置方針

都市公園などの施設として整備すべき緑地の配置方針は次のとおり。

種 類	配置方針の概要
住区基幹公園	主として街区、近隣住区、徒歩圏域それぞれに居住する者の利用を想定し、必要な規模の都市公園を系統的に配置する。
都市基幹公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園、及び都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とし、運動公園を配置する。 総合公園として西海岸公園、佐潟公園、秋葉公園、花と遺跡のふるさと公園、水の公園福島潟、（仮称）赤塚公園、新潟県立植物園、白根総合公園、上堰潟公園、新発田中央公園、五十公野公園などを配置し、住民の憩いの場及びレクリエーションの拠点として、機能の維持・充実を図る。 運動公園として、鳥屋野運動公園、みどり森の運動公園、太夫浜運動公園、城山運動公園などを配置し、スポーツ競技施設の拠点として、機能の維持・充実を図る。
大規模公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とし、広域公園を配置する。 広域公園として県立鳥屋野潟公園、県立紫雲寺記念公園を配置し、広域レクリエーションの拠点として、機能の維持・充実を図る。
緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るため、緑地を配置する。 信濃川やすらぎ堤緑地、阿賀野川ふれあい公園、阿賀野川河川公園、阿賀野川フラワーライン、山田河川敷公園、白井大郷信濃川フルーツフラワーの里公園、小阿賀野川河川公園、矢川ふれあい公園などを配置し、自然環境とふれあえる場及びレクリエーションの拠点として、機能の維持・充実を図る。 新潟東港工業地帯の緩衝緑地として、県立島見緑地、県立聖籠緑地を配置し、機能の維持・充実を図る。
その他	信濃バレー親水レクリエーション広場などの河川敷公園を配置し、機能の維持・充実を図る。 海辺の海岸林などを活用した海辺の緑の遊歩道の整備を図る。 その他の緑の拠点として適正に広場、運動場などを配置する。 水と緑の環境軸として、信濃川、阿賀野川などの主要な河川及び海岸線を位置付け、水と緑のネットワークの形成を図る。

（平成28年4月現在）

②風致地区等の指定の方針

良好な自然的景観の保全などを図る風致地区などの指定方針は次のとおり。

種 類	指定方針の概要
風致地区	良好な自然的景観を形成している次の地区について、今後とも維持、保全する。 新潟海浜風致地区、白山風致地区、第一秋葉風致地区、第二秋葉風致地区（新潟市）

（平成28年4月現在）

（４）主要な緑地の確保目標

本都市計画区域において、整備中、または概ね10年の間に着手を予定している箇所は次のとおり。

市町村名	種 別	名 称
新潟市	広域公園	鳥屋野潟公園
新潟市	総合公園	（仮称）赤塚公園

（平成28年4月現在）

※10ha以上の公園緑地を対象とした。

参考図面 附図－４：自然的環境の整備又は保全に関する方針図

5 都市防災に関する都市計画の決定の方針

（１）基本方針

住民の安全・安心な暮らしを実現するため、地域防災計画と連携し、災害に強い都市づくりのための総合的な施策を展開する。

災害の発生するおそれのある土地について、被害の防止・軽減に向けた土地利用の誘導等を行うとともに、延焼遮断帯や避難・救助活動拠点の配置、避難路のネットワーク化や緊急輸送道路の整備など、災害に強い都市構造を目指す。

近年では大地震が発生したり、局地的・集中的な豪雨が多発したりしていることから、想定を超える災害に対して生命を守る対策を推進するとともに、災害時の都市機能の維持・継続や、速やかな復旧、支援体制の強化を図る。

木造建築物が密集し、道路が狭隘な防災上の危険性の高い市街地の防災対策の推進や、自然災害に対する住宅の安全性の向上など、災害に対して安全・安心な住環境を目指す。

（２）都市防災に関する方針

①災害防止のための土地利用の規制・誘導

都市及びその周辺には、水源のかん養や土砂流出防備、急傾斜地の災害防止及び雪崩防止の機能を持った林地や、水害を予防する機能を持つ農地が存在していることから、これらの区域を積極的に保全す

る。

災害の発生するおそれのある土地については開発許可制度の運用により新規の開発を抑制するとともに、土砂災害防止法等と連携して、既存建物の地区外への移転・誘導を検討する。特に、学校や社会福祉施設等の要配慮者利用施設の立地にあたっては、被害の防止・軽減のため、立地場所の安全性、避難路、避難場所等を踏まえたものとなるよう誘導していく。

宅地造成に伴い、災害の危険がある場合は、必要に応じ宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定を検討する。

②水害・土砂災害・津波・雪害の対策の推進

本都市計画区域は河川流域に市街地が形成され、また海拔ゼロメートル地帯も多いことから、豪雨に伴う河川はん濫や内水被害、津波による被害なども懸念されている。また、都市化の進展や集中豪雨の増加など、市街地における水害の危険性が高まっている。

さらに、本区域では、新津丘陵や角田山周辺を中心に土砂災害の発生のおそれのある地区が多く存在している。また、本区域は、積雪による冬期の交通障害の危険性も有している。

このため、河川・海岸施設、下水道施設、治山・砂防施設、防雪施設等の計画的な整備により災害に対する安全性の向上を図るとともに、ハザードマップなど避難に役立つ情報発信により住民の防災意識の醸成に努め、災害に対して安全なまちづくりを推進する。

③防災拠点の整備とネットワーク形成

災害時の円滑な避難・救助活動や早急な都市活動の復旧を円滑に行うため、緊急輸送道路等の重要な道路の耐震化やネットワーク化をはじめ港湾・空港における基本施設等の耐震化を推進し、防災性の強化を図る。また災害時の避難・物資輸送・備蓄の防災拠点となる都市公園や公共公益施設等を計画的に配置するとともに耐震化など防災機能の充実を図る。

災害時の県や他市町村との情報伝達手段の確保、相互支援体制の構築など、円滑な復旧活動に向けた体制づくりに努める。

④安全・安心な住環境の実現

上下水道等のライフラインについて耐震化や機能補完を促進し、災害時の住民生活や経済活動の維持・継続を図る。

木造建築物が密集している市街地などにおいては、建築物の不燃化や耐震化、道路や公園等のオープンスペースの確保や緑化を推進し、災害に強い市街地形成を推進する。

また、住宅の耐震性の確保など「新潟県住生活マスタープラン」に基づいた災害に強い住環境づくりを推進する。

6 都市景観に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

山並み、河川、海岸、湖沼等の自然的環境や田園風景は、地域の象徴的な景観を構成する貴重な要素である。これらを郷土の原風景として保全及び活用した景観づくりを推進する。

特徴的な建造物やまちなみ、歴史的・伝統的景観、農村景観、地域の産業と関わりのある景観、各地の祭りなど個性的な景観は、地域の魅力を高め、愛着や誇りを醸成する要素であるとともに、来訪者に地域の文化を印象づける重要な要素であることから、地域資源として保全及び活用を図る。

地域特性に応じたきめ細かな景観行政を推進するため、市町村における景観計画の策定や、行政と地域の住民・団体等の多様な主体との協働を支援する。

(2) 都市景観に関する方針

①郷土の代表的な景観資源の保全

本都市計画区域からは、日本海沿岸の樹林地や砂浜、角田山、二王子岳などの山々が眺望でき、市街地近郊には新津丘陵や五十公野山などの里山や広大な田園空間が広がっている。また、信濃川、阿賀野川などの河川空間、鳥屋野潟、福島潟、佐潟などの湖沼は、都市の骨格となる水と緑の景観を構成している。これらは、郷土を象徴する景観資源として保全するとともに、周辺の都市景観は、その景観資源との調和を図る。

国の重要文化財である萬代橋、旧新潟税関庁舎、旧新発田藩足軽長屋、国指定の名勝である旧齋藤家別邸、清水園、同史跡である古津八幡山遺跡などの優れた文化財は景観資源として保全するとともに、周辺の都市景観は、その文化的景観との調和を図る。古町地区の花街や小須戸地区などのまちなみは、歴史文化や風情を感じさせる郷土景観として保全及び創出を図る。

新潟駅周辺、万代地区、新潟西港周辺など、観光・交流の拠点となる地区は、本州日本海側最大の拠点都市として風格のある都市景観の創出を図る。

②良好な都市景観の形成のための手法

本都市計画区域の特徴的・伝統的な景観を守り、次世代へ引き継いでいくために、都市計画法に基づく地域地区や地区計画等による規制・誘導を図る。また、景観計画に基づいたきめ細かな景観施策に取り組んでいく。

このほか、文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観など、景観の保全・形成に向けた諸制度の活用を検討する。

さらに、地域の自然・歴史・文化を活かした個性ある魅力的な景観を保全・創出するため、景観形成に関する住民の意識醸成を

図るとともに、行政や地域の住民・団体等の多様な主体が協働して継続的に取り組める体制や仕組み、建築物や屋外広告物などの規制誘導のルールなどの充実を推進する。

7 都市環境負荷の低減に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

美しい県土の自然を将来にわたって守り伝えていくため、人と自然が共生し、環境負荷の少ない持続可能な都市づくりを推進する。

交通や産業など都市活動における二酸化炭素の排出を抑制するとともに、吸収源となる森林や緑地等を積極的に確保し、低炭素型都市の形成を目指す。

都市活動において排出される廃棄物の発生抑制、再生利用の促進を図る。また、エネルギー使用の効率化、再生可能エネルギーの活用などにより、循環型都市の形成を目指す。

(2) 環境負荷の低減に関する方針

①低炭素型都市の形成

無秩序な市街地の拡大を抑制し、既存市街地内の低未利用地の活用や高度利用を図り、計画的な土地利用を行う。また、鉄道・バス等の公共交通との連携を図り、都市機能が集約した都市づくりを推進する。さらに、鉄道駅やパークアンドライド施設などの交通結節点の整備や公共交通サービスの強化により、公共交通の利用を促進する。市街地では交通混雑を緩和するため、効率的で効果的な道路ネットワーク整備や、歩行者及び自転車が安心して移動できる環境整備を推進する。また、パークアンドライドなどの交通需要マネジメント施策を推進する。

市街地を取り巻く信濃川、阿賀野川等の河川緑地や海岸沿岸の樹林地を積極的に保全するとともに、ヒートアイランドの抑制を図るため市街地内の公園・緑地の整備や民有地、公共公益施設の緑化を推進する。

また、住宅等建物の耐久性の向上や省エネルギー化などにより、環境にやさしい住宅の普及を促進する。

②資源循環型都市の形成

健全な水循環を維持するため、河川や下水道の整備、森林の水源かん養機能の保全、地下水の適正利用を推進する。

下水処理場で発生する汚泥やガス、ごみ焼却場の廃熱などの有効な利活用を推進する。

地域に存在するエネルギー資源を有効に活用し、再生可能エネルギーの普及を促進する。

企業や家庭から排出される廃棄物の発生抑制、再生利用を推進する。

③環境負荷の低減に向けた都市計画の対応

環境負荷の少ない都市構造を実現するため、区域区分や地域地区の指定、開発許可制度の運用などにより効率的な土地利用を図る。

主要な交通施設や供給処理施設を都市施設に位置付け、環境に調和し、計画的・効率的な整備を図る。

また、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画や都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度の活用など、持続可能な都市づくりに向けた総合的な施策の展開を図る。